

議事（４）

第15回少子化対策審議会

少子化対策をめぐる最近の動向について

- ・（茨城県）妊娠届等の推移 P 1
- ・（全国・茨城県）50歳時未婚割合（生涯未婚率）の推移 P 2
- ・（全国・茨城県）初婚年齢の推移 P 3
- ・（全国）第16回出生動向基本調査結果 P 4、5
- ・（茨城県）理想とする子どもの数と実際の子どもの数の差 P 6
- ・（茨城県）待機児童の現状について P 7
- ・（全国・茨城県）虐待相談対応件数の推移 P 8
- ・（全国）子供の貧困対策に関する大綱「子供の貧困に関する指標」の直近値 . P 9～13

【参考】茨城県（子ども政策局）の主な取り組み

- ・ AI マatchingシステムの導入 P 14
- ・ 結婚支援コンシェルジュの配置 P 15
- ・ 児童手当の改正 P 16
- ・ いばらき妊活・不妊オンライン相談 P 17
- ・ 待機児童ゼロ・ゼロ維持のための取り組み P 18
- ・ 児童虐待防止対策 P 19～20
- ・ 子どもの貧困対策「子ども食堂応援事業」 P 21

少子化対策をめぐる最近の動向について

茨城県の妊娠届等の推移

(単位:人)

年次		平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
妊娠届 (年度)	全国	1,053,444	1,008,985	986,003	933,586	914,183	867,510	831,824	790,417
	対前年比	97.9%	95.8%	97.7%	94.7%	97.9%	94.9%	95.9%	95.0%
	(増減)	(△2.1%)	(△4.2%)	(△2.3%)	(△5.3%)	(△2.1%)	(△5.1%)	(△4.1%)	(△5.0%)
	茨城県	23,156	22,128	21,138	19,830	19,077	17,817	17,307	16,559
	対前年比	98.3%	95.6%	95.5%	93.8%	96.2%	93.4%	97.1%	95.7%
	(増減)	(△1.7%)	(△4.4%)	(△4.5%)	(△6.2%)	(△3.8%)	(△6.6%)	(△2.9%)	(△4.3%)
出生数 (暦年)	全国	1,005,721	977,242	946,146	918,400	865,234	840,835	811,622	770,759
	対前年比	100.2%	97.2%	96.8%	97.1%	94.2%	97.2%	96.5%	95.0%
	(増減)	(0.2%)	(△2.8%)	(△3.2%)	(△2.9%)	(△5.8%)	(△2.8%)	(△3.5%)	(△5.0%)
	茨城県	21,700	20,878	20,431	19,368	18,004	17,389	16,502	15,905
	対前年比	99.2%	96.2%	97.9%	94.8%	93.0%	96.6%	94.9%	96.4%
	(増減)	(△0.8%)	(△3.8%)	(△2.1%)	(△5.2%)	(△7.0%)	(△3.4%)	(△5.1%)	(△3.6%)
合計特殊出生率 (全国順位)	全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34	1.30	1.26
	茨城県	1.48(33)	1.47(33)	1.48(30)	1.44(34)	1.39(33)	1.38(33)	1.30(38)	1.27(33)
人口	茨城県	2,916,976	2,861,000	2,847,000	2,829,000	2,810,000	2,801,640	2,785,000	2,767,000
	対前年比	99.9%	98.1%	99.5%	99.4%	99.3%	99.7%	99.4%	99.4%
	(増減)	(△0.1%)	(△1.9%)	(△0.5%)	(△0.6%)	(△0.7%)	(△0.3%)	(△0.6%)	(△0.6%)

※地域保健・健康増進事業報告、国勢調査、人口動態統計調査による。

少子化対策をめぐる最近の動向について

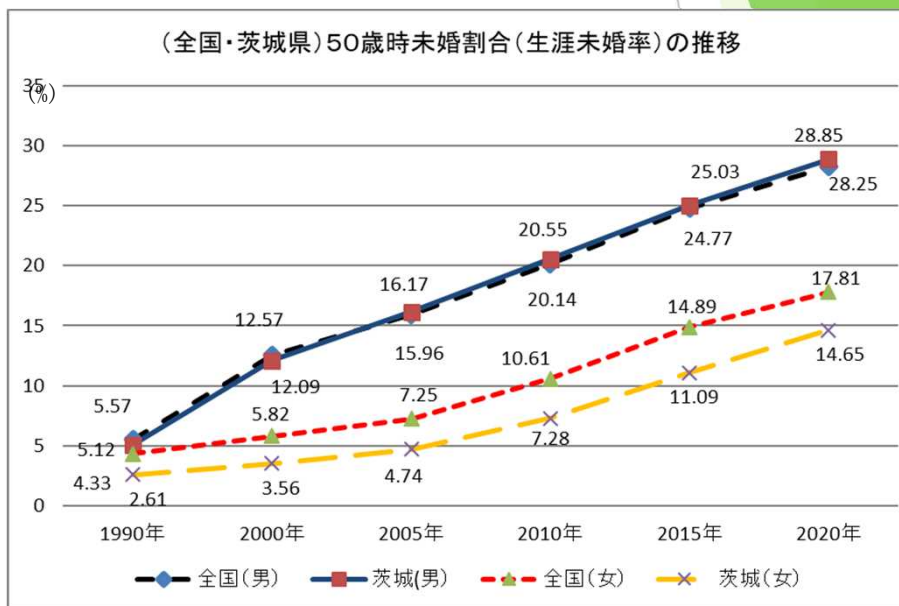
(全国・茨城県) 50歳時未婚割合(生涯未婚率)の推移

(単位: %)

	平成2(1990)		平成12(2000)		平成17(2005)	
	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城
男	5.57	5.12	12.57	12.09	15.96	16.17
女	4.33	2.61	5.82	3.56	7.25	4.74

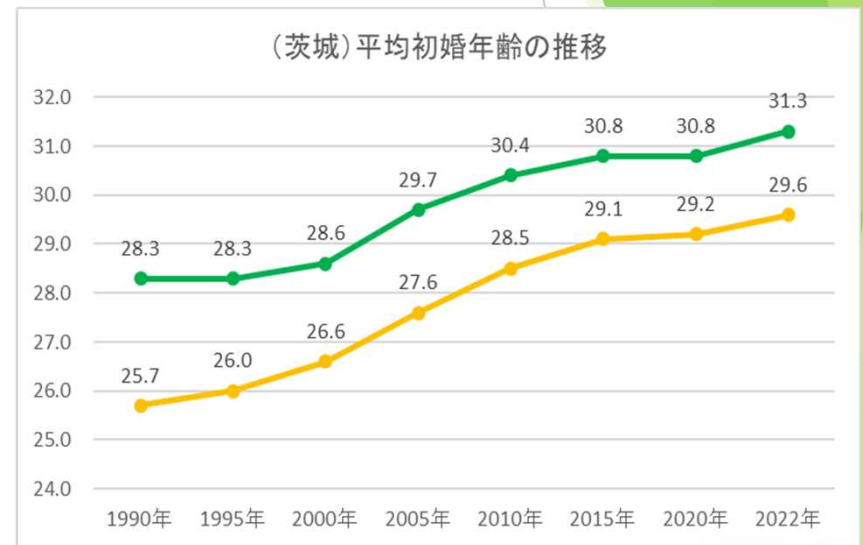
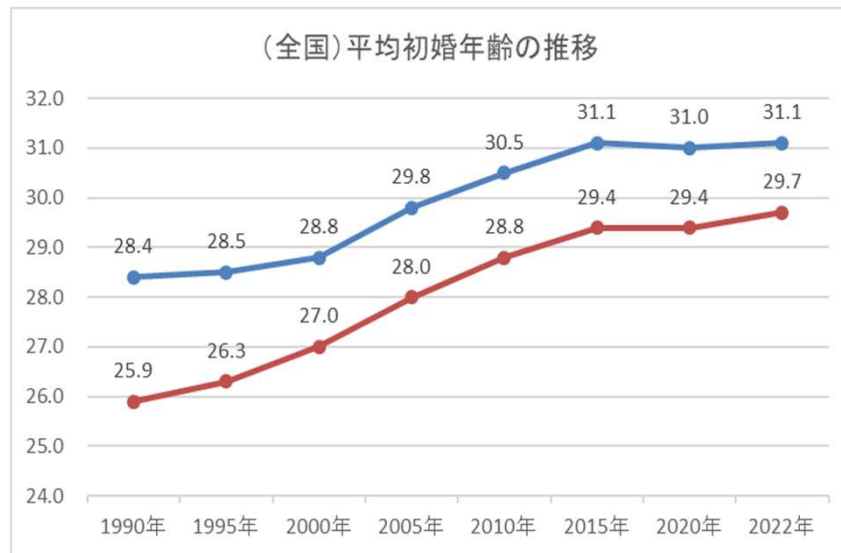
	平成22(2010)		平成27(2015)		令和2(2020)	
	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城
男	20.14	20.55	24.77	25.03	28.25	28.85
女	10.61	7.28	14.89	11.09	17.81	14.65

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」



少子化対策をめぐる最近の動向について

(全国・茨城県) 平均初婚年齢の推移



人口動態統計調査より

● (男) ● (女)

● (男) ● (女)

少子化対策をめぐる最近の動向について

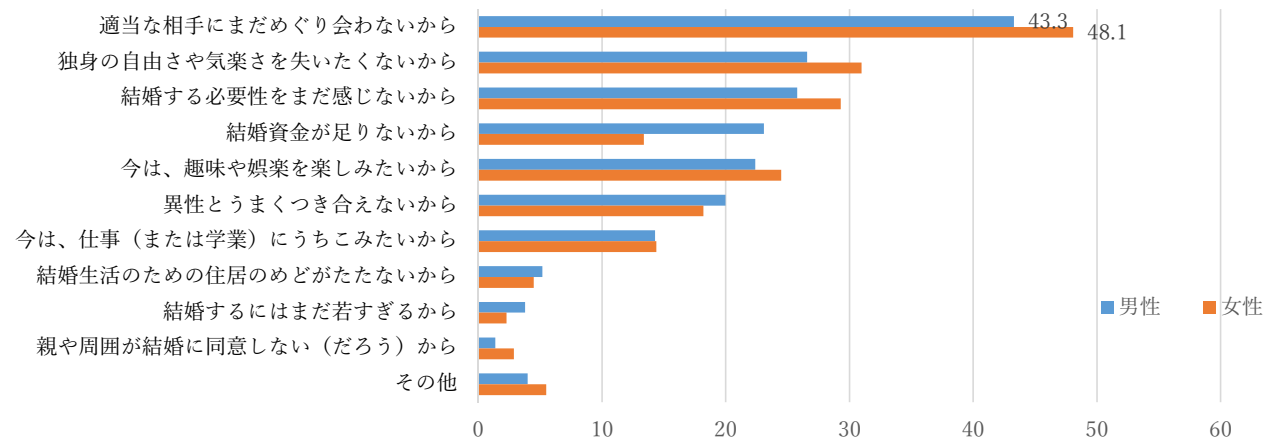
(全国) 第16回出生動向基本調査 (国立社会保障・人口問題研究所)

未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた割合 (18歳～34歳)

調査年	1982	1987	1992	1997	2002	2005	2010	2015	2021
男性	95.9	91.8	90.0	85.9	87.0	87.0	86.3	85.7	81.4
女性	94.2	92.9	90.2	89.1	88.3	90.0	89.4	89.3	84.3

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)

独身でいる理由 (対象：25歳～34歳の独身者)

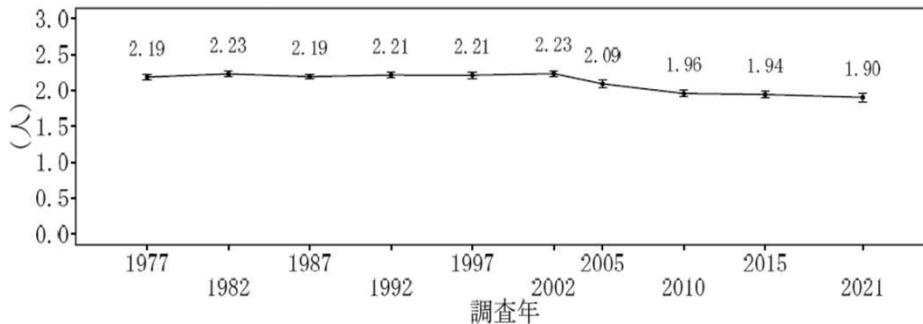


出典：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)

少子化対策をめぐる最近の動向について

(全国) 第16回出生動向基本調査 (国立社会保障・人口問題研究所) 夫婦の完結出生子どもの数

図表 6-1 調査別にみた、夫婦の完結出生子ども数 (結婚持続期間 15～19年)

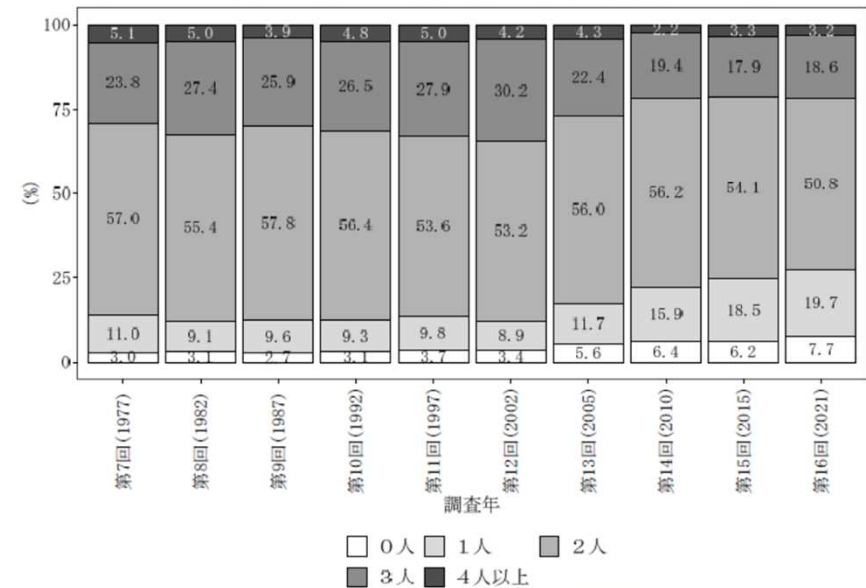


出典：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)

完結出生子ども数

- ・子どもを追加する予定がほぼいない結婚持続期間15～19年の夫婦の平均出生子ども数
- ・2015年調査までは妻の調査時の年齢が50歳未満の数について集計、2021年調査では妻の年齢が55歳未満について集計(※)
- ※妻が30～34歳で結婚した夫婦の一部及び35歳以上で結婚した夫婦を調査対象とするため。

図表 6-2 調査別にみた、夫婦の出生子ども数の分布 (結婚持続期間 15～19年)



少子化対策をめぐる最近の動向について

(茨城県) 次世代育成支援に係るアンケート調査結果

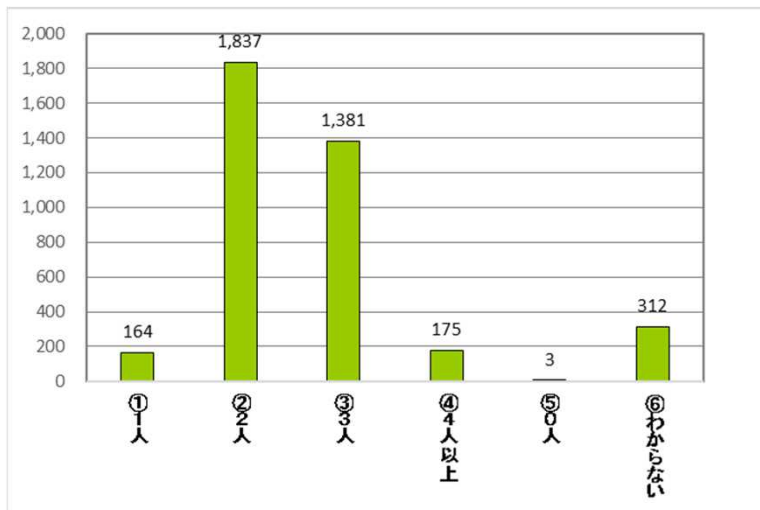
県民が理想とする子どもの数と実際の子どもの数（予定含む）の差

	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
回答数	4,002件	4,809件	4,157件	3,943件	4,051件
理想とする子どもの数	2.47人	2.48人	2.47人	2.48人	2.44人
実際の子どもの数（予定含む）	2.01人	2.06人	2.09人	2.08人	2.05人
上記の差	0.46人	0.42人	0.38人	0.40人	0.39人

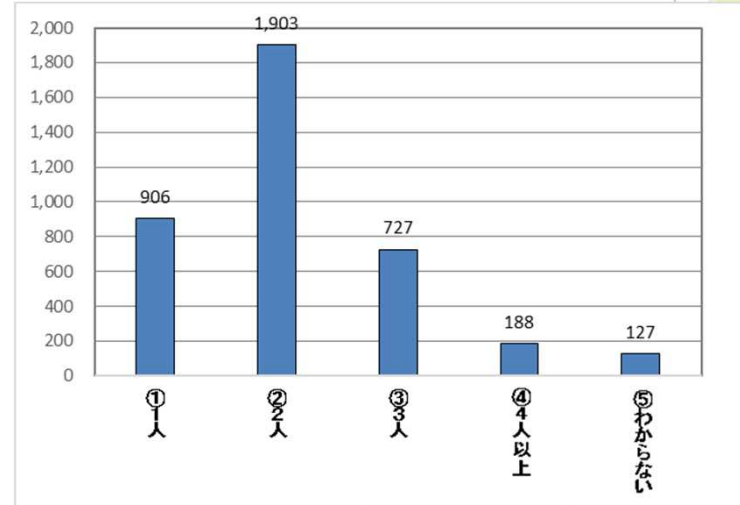
資料：茨城県「次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に係るアンケート」より

※市町村が実施する乳児健診、1歳6か月健診及び3歳児健診、その他未就学児健診対象者の保護者にアンケートを実施

あなたの理想とするお子さんの数は何人ですか

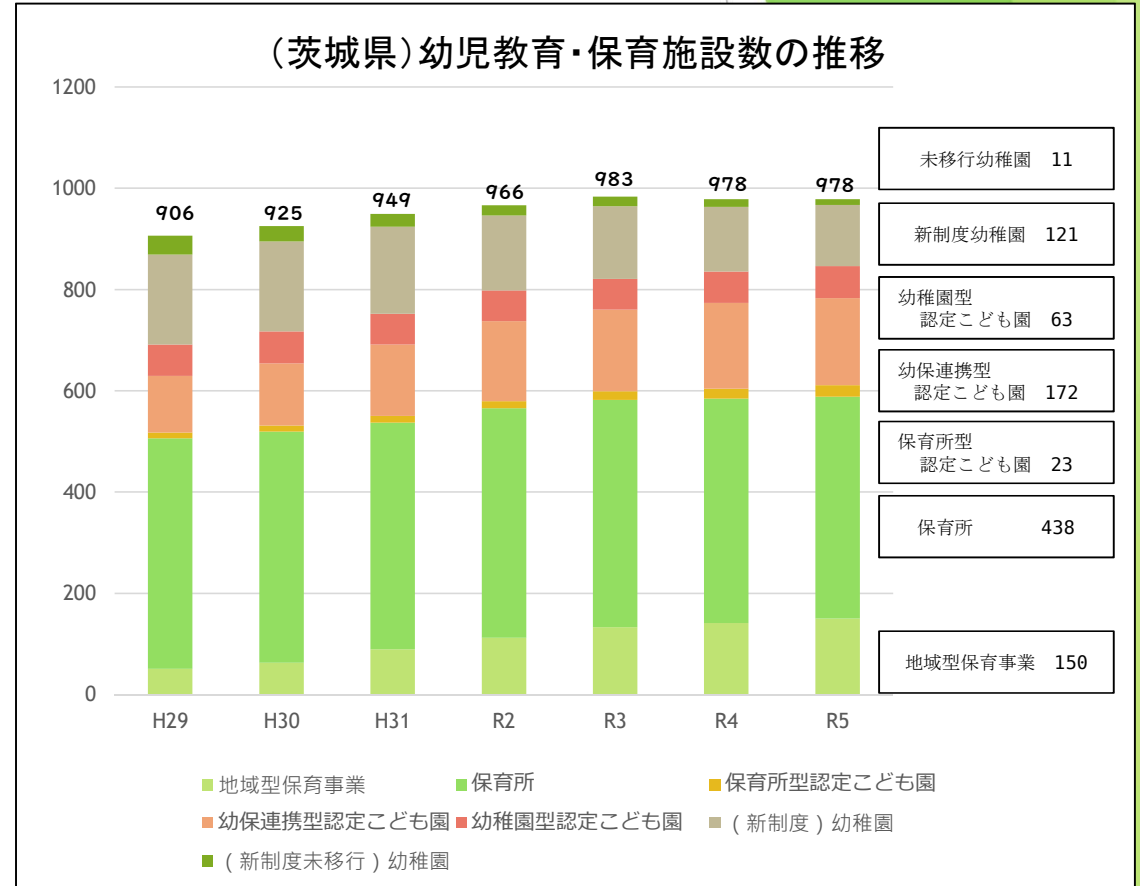
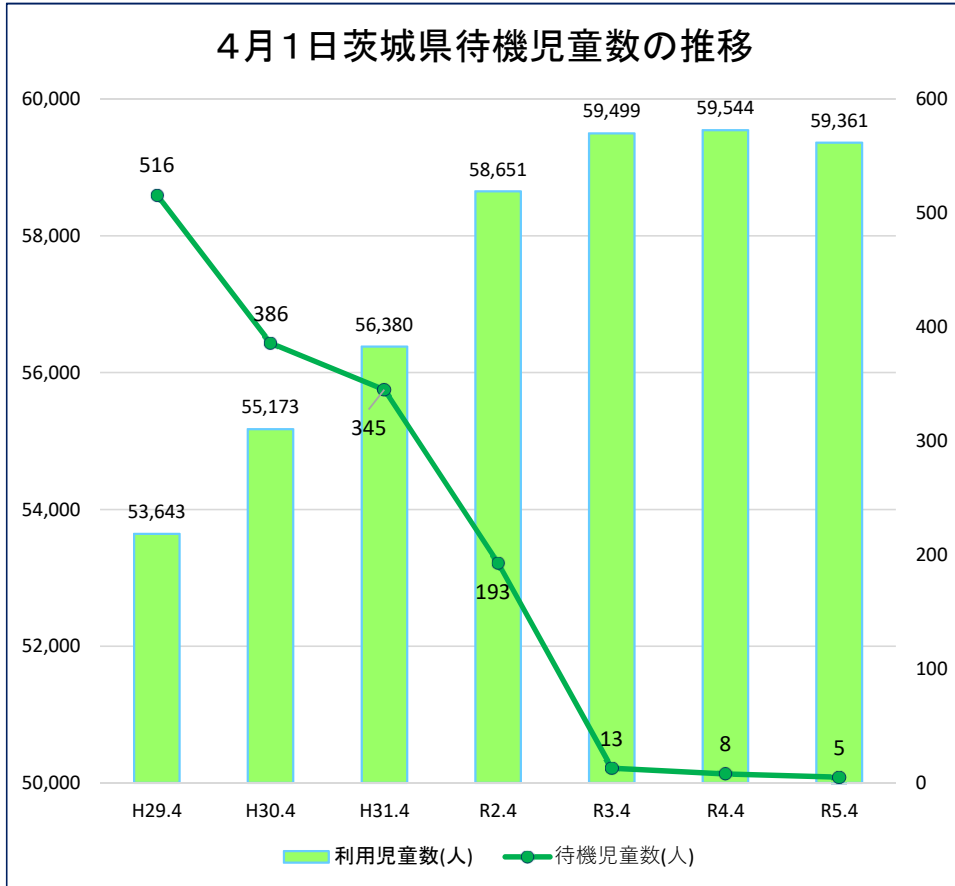


実際のお子さんの数（今後の予定する数を含める）は何人ですか



少子化対策をめぐる最近の動向について

待機児童の現状について



少子化対策をめぐる最近の動向について

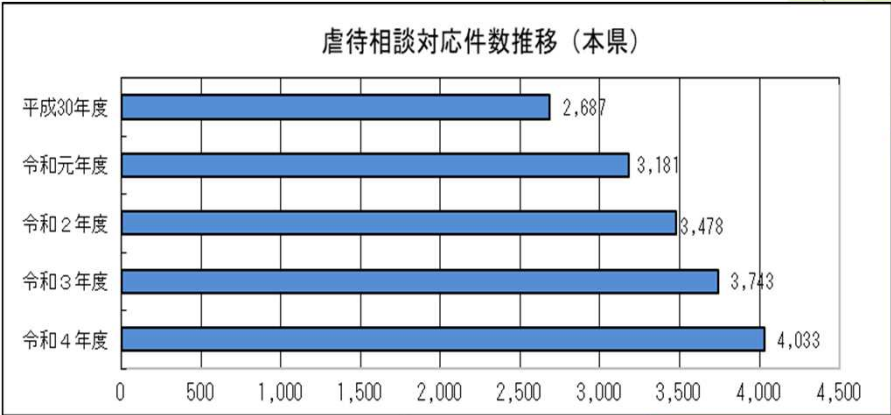
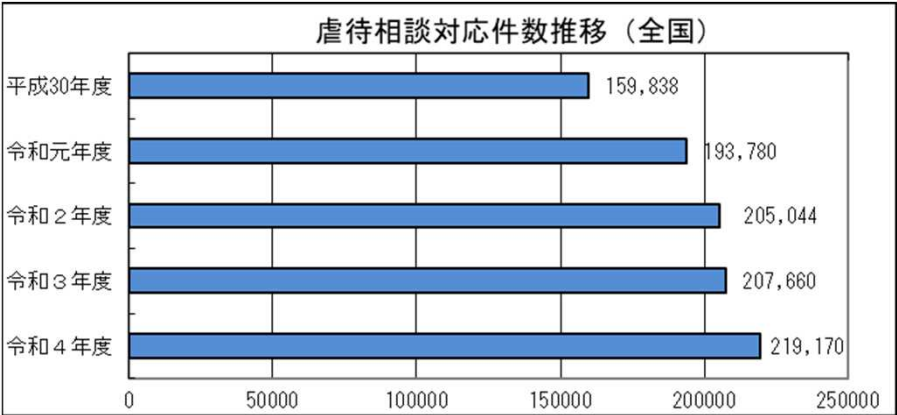
児童虐待防止対策

全国の虐待相談対応件数の推移

	虐待相談	全相談	割合(%)
平成30年度	159,838	504,856	31.66
令和元年度	193,780	544,698	35.58
令和2年度	205,044	527,272	38.89
令和3年度	207,660	571,961	36.31
令和4年度	219,170	集計中	-

茨城県の虐待相談対応件数の推移

	虐待相談	全相談	割合(%)
平成30年度	2,687	5,995	44.82
令和元年度	3,181	6,754	47.10
令和2年度	3,478	6,754	51.50
令和3年度	3,743	8,372	44.71
令和4年度	4,033	7,825	51.54



少子化対策をめぐる最近の動向について

子供の貧困対策に関する大綱「子供の貧困に関する指標」の直近値（全国値）※「こども政策の推進に係る有識者会議(第7回)」より

1. 教育の支援

指 標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	90.8% (H25.4.1現在)	93.7% (H30.4.1現在)	93.8% (R4.4.1現在)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	5.3% (H25.4.1現在)	4.1% (H30.4.1現在)	3.3% (R4.4.1現在)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	32.9% (H25.4.1現在)	36.0% (H30.4.1現在)	42.4% (R4.4.1現在)
児童養護施設の子供の進学率（中学校卒業後） (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	96.6% (H25.5.1現在)	95.8% (H30.5.1現在)	97.7% (R4.4.1現在)
児童養護施設の子供の進学率（高等学校卒業後） (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	22.6% (H25.5.1現在)	30.8% (H30.5.1現在)	38.6% (R4.5.1現在)
ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園等） (全国ひとり親世帯等調査)	72.3% (H23.11.1現在)	81.7% (H28.11.1現在)	79.8% (R3.11.1現在)
ひとり親家庭の子供の進学率（中学校卒業後） (全国ひとり親世帯等調査)	93.9% (H23.11.1現在)	95.9% (H28.11.1現在)	94.7% (R3.11.1現在)
ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後） (全国ひとり親世帯等調査)	41.6% (H23.11.1現在)	58.5% (H28.11.1現在)	65.3% (R3.11.1現在)
全世帯の子供の高等学校中退率 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)		1.4% (H30年度)	1.4% (R4年度)
全世帯の子供の高等学校中退者数 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)		48,594人 (H30年度)	43,401人 (R4年度)

少子化対策をめぐる最近の動向について

子供の貧困対策に関する大綱「子供の貧困に関する指標」の直近値（全国値）※「こども政策の推進に係る有識者会議(第7回)」より

指 標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)		50.9% (H30年度)	63.2% (R3年度)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)		58.4% (H30年度)	68.1% (R3年度)
スクールカウンセラーの配置率(小学校) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)	37.6% (H24年度)	67.6% (H30年度)	89.9% (R3年度)
スクールカウンセラーの配置率(中学校) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)	82.4% (H24年度)	89.0% (H30年度)	93.6% (R3年度)
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合) (文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ)		65.6% (H29年度)	82.3% (R4年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校) (文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ)		47.2% (H30年度)	84.9% (R4年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校) (文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ)		56.8% (H30年度)	86.2% (R4年度)
高等教育の修学支援新制度の利用者数 (独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ)	大学		23.0万人 (R3年度)
	短期大学		1.6万人 (R3年度)
	高等専門学校		0.3万人 (R3年度)
	専門学校		7.0万人 (R3年度)

少子化対策をめぐる最近の動向について

子供の貧困対策に関する大綱「子供の貧困に関する指標」の直近値（全国値）※「こども政策の推進に係る有識者会議(第7回)」より

2. 生活の安定に資するための支援

指 標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
電気、ガス、水道料金の未払い経験(ひとり親世帯) (生活と支え合いに関する調査)		電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (H29年)	電気料金 6.9% ガス料金 6.4% 水道料金 8.4% (R4年)
電気、ガス、水道料金の未払い経験(子供がある全世帯) (生活と支え合いに関する調査)		電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (H29年)	電気料金 2.8% ガス料金 2.4% 水道料金 2.9% (R4年)
食料又は衣服が買えない経験(ひとり親世帯) (生活と支え合いに関する調査)		食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (H29年)	食料が買えない経験 20.8% 衣服が買えない経験 18.8% (R4年)
食料又は衣服が買えない経験(子供がある全世帯) (生活と支え合いに関する調査)		食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (H29年)	食料が買えない経験 12.0% 衣服が買えない経験 13.7% (R4年)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 (ひとり親世帯) (生活と支え合いに関する調査)		重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (H29年)	重要な事柄の相談 11.5% いざという時のお金の援助 17.6% (R4年)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 (等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位) (生活と支え合いに関する調査)		重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (H29年)	重要な事柄の相談 12.5% いざという時のお金の援助 22.6% (R4年)

少子化対策をめぐる最近の動向について

子供の貧困対策に関する大綱「子供の貧困に関する指標」の直近値（全国値）※「こども政策の推進に係る有識者会議(第7回)」より

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

指 標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯) (国勢調査)		80.8% (H27年)	83.0% (R2年)
ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯) (国勢調査)		88.1% (H27年)	87.8% (R2年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯) (国勢調査)		44.4% (H27年)	50.7% (R2年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子世帯) (国勢調査)		69.4% (H27年)	71.4% (R2年)

少子化対策をめぐる最近の動向について

子供の貧困対策に関する大綱「子供の貧困に関する指標」の直近値（全国値）※「こども政策の推進に係る有識者会議(第7回)」より

4. 経済的支援

指 標		前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
子供の貧困率	国民生活基礎調査	16.3% (H24年)	13.9% (H27年)	13.5% (H30年)
	全国家計構造調査		7.9% (H26年)	8.3% (R1年)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	54.6% (H24年)	50.8% (H27年)	48.1% (H30年)
	全国家計構造調査		47.7% (H26年)	57.0% (R1年)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子世帯) (全国ひとり親世帯等調査)			42.9% (H28年)	46.7% (R3年度)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(父子世帯) (全国ひとり親世帯等調査)			20.8% (H28年)	28.3% (R3年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(母子世帯) (全国ひとり親世帯等調査)			69.8% (H28年)	69.8% (R3年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(父子世帯) (全国ひとり親世帯等調査)			90.2% (H28年)	89.6% (R3年度)

少子化対策をめぐる最近の動向について

A I マッチングシステムを活用した結婚支援（いばらき出会いサポートセンター）

○目 的

「いばらき出会いサポートセンター」において、若い世代のニーズに合わせたA I マッチングシステムを活用し、相性の良い相手を紹介することなどにより、マッチングの確率を上げ、成婚数の増加を目指す。

○主な特徴

- ・ 会員個人のスマートフォンやパソコンから利用可能
- ・ 価値観診断により、A I が相性の良い相手を紹介
- ・ 同時期に複数の相手とのお見合い・交際が可能
（真剣交際では1対1）
- ・ オンラインお見合いに対応

○会員登録状況等の推移

A I マッチングシステム導入

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数 (年度末時点)	2,317人 (※1,016人)	2,290人	3,373人	3,240人
入会者数	681人 (※197人)	1,344人	1,727人	1,836人
お見合い件数	1,114組	2,257組	3,075組	3,269組
交際開始件数	415組	930組	1,319組	1,365組
センター成婚数	122組	135組	144組	159組

※A I マッチングシステムに事前登録をした会員数。

少子化対策をめぐる最近の動向について

結婚支援コンシェルジュの配置（いばらき出会いサポートセンター）

○目的

市町村や企業の結婚支援を技術面・情報面から支援する「結婚支援コンシェルジュ」をいばらき出会いサポートセンターに配置し、県内の結婚支援の取組の強化を図るとともに、市町村等と連携したイベントを実施することで、センター会員と会員外の方との新たな出会いの場を創出する。

○主な活動内容

- ・市町村、企業等への訪問及び現状把握
- ・市町村・企業等と連携した婚活イベント・セミナーの開催
- ・市町村等が実施するイベント・セミナー等への助言・協力
- ・結婚支援業務未実施市町村への働きかけ
- ・関係先（市町村、企業等）との情報共有

○市町村等と連携した婚活イベント等の開催状況（令和6年3月末現在）

	令和5年度	
	開催回数	参加者数
イベント	7回	239人
セミナー	7回	79人

【参考】コンシェルジュと市町村が連携したイベントの例

恋するフラワーパーク

自然に囲まれ
素敵な出会い

2023.7.9 Sun
13:30~16:30

会場 いばらきフラワーパーク
13:00 エントランス集合
※雨天決行

マッチングなし
連絡先交換OK

申込×1枚 6/28
※応募多数の場合抽選

リラックスした雰囲気
花摘みとブーケ作り
バラのワザロフ

自然に囲まれ交流する
独身男女の恋活イベントです。

お問い合わせ先
いばらき出会いサポートセンター
029-224-8888
070-4482-0275
9:30~18:00 月曜定休
担当 いぬづか

詳細
お申込はこちら

スケジュール
13:00 集合
受付後アトリエへ移動
13:30 開始
アクティビティ、カフェタイム、トークタイム
16:30 終了

日時 2023年7月9日(日)
13:00 集合
13:30~16:30

会場 いばらきフラワーパーク
石岡市下青柳200番地

対象 20~30代の独身男女・40人

会費 男性¥3000 女性¥1000

共催 茨城県
石岡地方結婚相談所運営協議会
いばらき出会いサポートセンター

少子化対策をめぐる最近の動向について

児童手当の拡充について

2024年10月分（同年12月支給）から、所得制限の撤廃や高校生年代までの支給期間の延長、多子加算の増額（第3子以降3万円）など、児童手当の抜本的拡充により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るもの。

	拡充前（2024年9月分まで）	拡充後（2024年10月分以降）
支給対象	中学校修了（15歳到達後の最初の年度末）まで	高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）まで
所得制限	年収 960万円未満（夫婦と子ども2人の例） ※年収 1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 一律：15,000円 ・ 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・ 中学生 一律：10,000円 ・ 所得制限以上 一律：5,000円（特例給付） ※多子加算のカウント対象：高校生年代まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・ 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 ※多子加算のカウント対象： 22歳年度末まで（親等の経済的負担がある場合）
支払期月	年3回（2月、6月、10月）	年6回（偶数月）
費用負担	国2/3、県1/6、市町村1/6等	支援納付金（※）1/3、国4/9、県1/9、市町村1/9等 ※「全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える分かち合い・連帯の仕組み」として、公的医療保険料に上乗せして徴収するもの。

少子化対策をめぐる最近の動向について

いばらき妊活・不妊オンライン相談

○事業概要

・妊活、不妊・不育、流産・死産等、出産に至る前までの時期に生じる問題など幅広い悩みに対し、SNSを活用したオンライン相談を行う事業。

・専門家へのテキストによる相談やzoomを利用した通話相談等が利用可能。

○費用

無料（茨城県内に在住、在学、在勤の方に限る）
※無料で利用するには、茨城県民限定クーポンコードが必要です。



←利用方法等の詳細はこちら
(県ホームページ)

いばらき妊活・不妊オンライン相談

茨城県在住・在学・在勤の方が対象!

妊娠・出産をとりまく様々なお悩み スマホから相談してみませんか？

男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を持ち、健康管理に取り組むことは大切です。

妊活

月経
トラブル

不妊症・
不育症の
こと

生活習慣
改善

メンタル
ケア

パートナー
との関係

テキストメッセージや
zoom等を使った
相談で気軽に、
匿名で相談ができます。

看護師や臨床心理士を
はじめとした **専門職** に、
ライフステージごとにかかる、
身体とところのお悩みを
気軽に相談できます。

少子化対策をめぐる最近の動向について

待機児童ゼロ・ゼロ維持のための主な取り組み

1 保育人材の確保

(1) 人材育成

事業項目	事業内容
保育士修学資金貸付	保育士養成施設学生に対する修学資金の一部貸付
家庭的保育事業促進事業	家庭的保育者認定研修、保育の魅力発信のためのコンテスト開催・ホームページ開設・セミナーの開催

(2) 就業継続支援

事業項目	事業内容
民間保育所等乳児等保育事業	1歳児保育のための非常勤保育士雇用に必要な費用の補助
施設型給付費・地域型保育給付費	保育所等の運営費、保育士等の処遇改善
保育補助者雇上強化事業	保育士の労働環境改善に積極的な場合の保育補助者雇用に必要な費用の補助
保育体制強化事業	給食配膳、寝具の用意等を行う保育支援者の雇用に必要な費用の補助

(3) 再就職支援

事業項目	事業内容
いばらき保育人材バンク設置運営事業	保育団体委託による人材バンクの運営、無資格者の活用・保育資格取得支援、実態調査による保育従事者等の処遇の「見える化」と保育業界のイメージアップ、ポータルサイトの運営
未就学児をもつ潜在保育士への保育料貸付等	未就学児の保育料一部貸付と補助
潜在保育士への再就職準備金貸付	潜在保育士が保育所等に勤務する場合の就職準備金貸付

2 施設の整備

少子化による利用者減の到来を見据え、需要動向を見極めながら、地域の実情に応じた保育所や小規模保育施設及び家庭的保育施設等の整備を進めていく。

	保育所等の整備	
	整備か所	定員数
R2年度	41施設	1,699人
R3年度	26施設	720人
R4年度	27施設	509人
R5年度	15施設	414人

少子化対策をめぐる最近の動向について

児童虐待防止対策

(1) 国における児童虐待防止対策

【児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策】（平成30年7月）

- ・ 支援家庭が転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底
- ・ 子どもの安全確認ができない場合における対応の徹底 等

【児童虐待防止対策体制総合強化プラン】（平成30年12月）

- ・ 児童相談所における児童福祉司や児童心理司等の増員などの体制強化
- ・ 市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置などの体制強化 等

【児童福祉法等の一部を改正する法律】（令和4年6月成立、令和6年4月1日ほか施行）

- ・ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ・ 市町村におけるこども家庭センターの設置などの子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化 等

(2) 本県における児童虐待防止対策

- ・ 本県独自の取組として、平成30年1月から児童相談所が把握した全ての児童虐待事案について警察への情報提供を実施。
- ・ 虐待事案について一層迅速に対応するため、令和2年4月、中央児童相談所児童分室を格上げし、日立児童相談所及び鉾田児童相談所を設置。
- ・ 令和4年度において、いばらき虐待ホットラインにSNSを活用した相談窓口を設置（令和5年2月運用開始）するとともに、市町村が取り組む児童虐待未然防止策に対する補助制度を創設。
- ・ 引き続き、平成31年4月に施行された「茨城県子どもを虐待から守る条例」に基づき、関係機関と連携しながら虐待防止に関する施策を推進していく。

少子化対策をめぐる最近の動向について

(3) 市町村における児童虐待防止対策

- ・ 県内全市町村で設置されている市町村要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関との連携体制を構築し、児童虐待対応にあたっている。
- ・ 平成28年の児童福祉法改正において、子ども・保護者を身近な場所で積極的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることなどが市町村の責務として明記され、地域の実情の把握、相談対応、継続的支援等を担う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務となる。
- ・ さらに、令和4年の児童福祉法改正（令和6年4月1日ほか施行）において、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充が規定され、児童虐待防止と母子保健の連携を図る「こども家庭センター」の設置が努力義務となり、訪問による家事支援等の家庭支援の事業が新設される。
- ・ 県としても「市町村子ども家庭総合支援拠点」及び「こども家庭センター」の設置など、児童虐待未然防止の取り組みについて、引き続き市町村への働きかけを行っていく。

【参考1】 本県の児童福祉司・児童心理司の配置数の推移

(各年度4月1日現在)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童福祉司	83人	93人	104人	123人	128人	139人
児童心理司	38人	43人	45人	46人	54人	59人

【参考2】 市町村子ども家庭総合支援拠点設置数の推移

(各年度4月1日現在)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
3市町村	8市町村	16市町村	33市町村	35市町村

少子化対策をめぐる最近の動向について

子どもの貧困対策「子ども食堂応援事業」

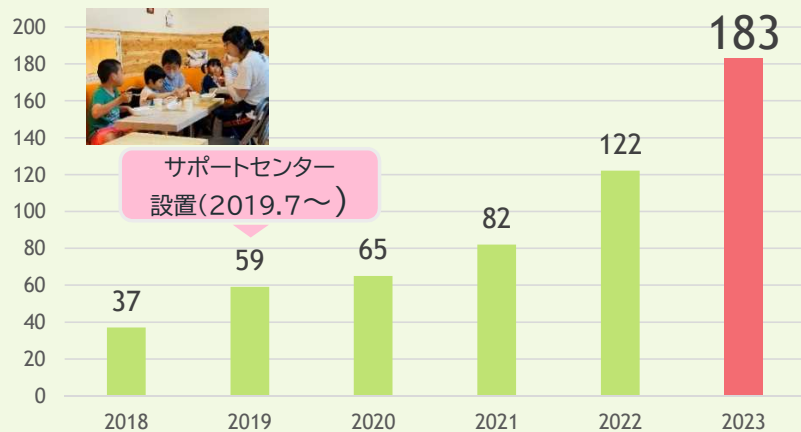
子ども食堂サポートセンターいばらき

設置の目的

子ども食堂や学習支援など、子どもの居場所に関する総合相談、人材育成、地域ネットワークの強化などに取り組み、その立ち上げや活動の継続を支援することで、地域で子どもを支え、見守る仕組みを創設し、貧困にある子どもの食事、居場所の確保を図ります。

(委託先：認定NPO法人 茨城NPOセンター・コモンズ)

県内子ども食堂数の推移 (6年間で約5倍に増加)



主な活動状況

①子ども食堂への食品寄贈の仲介

年間30件程度の仲介を実施

ヨークベニマル	精米2,500kg、袋めん等 (160万円相当)
茨城大学・コマツ	精米7,560kg
JA全農いばらき	白菜、かんしょ、レンコン等 (50万円相当)

②立ち上げ支援：子ども食堂開設準備講座を年2回程度開催

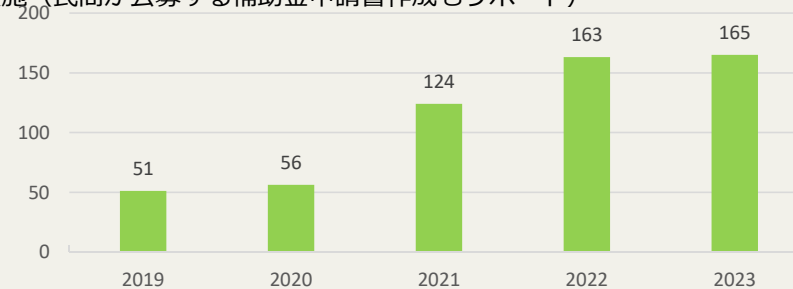


子ども食堂運営者から立ち上げの経緯を学ぶ



サポートセンターが運営のコツを説明

③総合相談窓口の運営、補助金申請の補助：設立、運営、支援に関する相談対応を実施 (民間が公募する補助金申請書作成もサポート)



◆ 茨城県次世代育成プラン 施策体系 ◆ 実施状況評価について

基本目標 『日本一、子どもを産み育てやすい県の実現』

結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目のない支援を行うことにより、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して産み、育てることができる環境を整備し、「若い世代の結婚の希望」と「希望どおりの人数の出産・子育て」を叶えるため、『日本一、子どもを産み育てやすい県の実現』を基本目標とします。

代表指標 『理想とする子どもの数と実際の子どもの数（予定含む）の差』

基本目標である『日本一、子どもを産み育てやすい県の実現』を目指し、それぞれの分野の施策・取組を進めるうえで、それらを包括する代表指標として、『理想とする子どもの数と実際の子どもの数（予定含む）の差』を設定し、理想とする数と実際の数の増加を図るとともに、理想と実際の差の縮減を図ります。

	策定時 2019年(R元)	現状値 2023年(R5)	目標値 2024年(R6)
理想	2.47人	2.44人	現状より改善
実際	2.01人	2.05人	
理想と実際の差	0.46人	0.39人	

※ 乳児健診、1歳6か月児健診及び3歳児健診等の際に保護者に対してアンケート調査を実施

施策	主な取組	主要指標	策定時	現状値	目標値
1 結婚・出産の希望がかなう社会づくり	(1)結婚を希望する男女に対する出会いの機会の提供 (2)安心して子どもを産み育てることのできる相談体制の整備 (3)不妊治療の経済的負担の軽減	①妊娠・出産について満足している者の割合 ②県の結婚支援事業による成婚数（経年累計）	85.3% (H30年度) 2,150組 (R元年度)	87.3 (R4年度) 2,790組 (R5年度)	91.5% (R6年度) 2,900組 (R6年度)
2 安心して子どもを育てられる社会づくり	(1)小児・周産期医療体制の充実 (2)子育て家庭への経済的負担の軽減 (3)地域の子育て支援の充実 (4)安心して子育てができる住宅・住環境の整備 (5)幼児期の学校教育・保育サービスの充実 (6)放課後の児童の安心・安全な居場所づくり	③放課後児童クラブの実施箇所数	1,018箇所 (R元年度)	1,167組 (R5年度)	1,156箇所 (R6年度)
3 多様な働き方の実現	(1)自分らしく働くワーク・ライフ・バランスの実現 (2)女性が輝く環境づくり (3)県庁における働き方改革の推進	④県内中小企業における年次有給休暇取得率 ⑤県内企業の1ヶ月あたり所定外労働時間数	52.68% (H29年度) 12.7時間 (H30年度)	61.8 (R4年度) 10.8 (R4年度)	62.5% (R6年度) 8.4時間 (R6年度)
4 待機児童ゼロへの挑戦	(1)保育所等の整備と小規模保育事業や家庭的保育事業の促進 (2)多様な保育ニーズへの対応 (3)幼児教育・保育人材の質の向上 (4)保育士・幼稚園教諭等の負担軽減 (5)幼児教育・保育人材の確保	⑥待機児童数 (4.1現在)	345人 (H31.4.1)	5人 (R5年度)	0人 (R3年度)
5 児童虐待対策の推進	(1)相談体制の充実及び児童相談所の体制強化 (2)児童虐待の早期発見と未然防止 (3)児童虐待事案等の被害防止、拡大防止	⑦ペアレント・トレーニング開催市町村数	14市町村 (R元年度)	44市町村 (R5年度)	44市町村 (R4年度)
6 誰もが教育を受けることができる社会づくり	(1)教育機会の確保 (2)奨学金貸与制度の充実や家庭の教育費負担の軽減 (3)就学前教育・家庭教育の推進 (4)特別支援教育等の充実	⑧訪問型家庭教育支援に取り組む市町村数	17市町村 (R元年度)	23市町村 (R4年度)	27市町村 (R6年度)
7 困難を抱える子どもへの支援	(1)子どもの貧困対策の推進 (2)学習支援事業の実施促進	⑨母子・父子自立支援プログラム策定件数	31件 (R元年度)	204件 (R5年度)	336件 (R6年度)